

○錦江町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月10日条例第32号

錦江町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(錦江町の責務)

第3条 錦江町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務、別表第2の上欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び錦江町長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 錦江町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
----	----

1	町長	子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2	町長	重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3	町長	ひとり親家庭等の父または母及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	町長	療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの
5	町長	町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6	町長	特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
7	町長	福祉介護手当に関する事務であって規則で定めるもの
8	町長	介護タクシー利用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
9	町長	福祉タクシー利用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
10	町長	寝たきり高齢者等紙おむつ助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
11	町長	高齢者日常生活用具給付等事業に関する事務であって規則で定めるもの
12	町長	生活支援移送サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの
13	町長	生活支援型ホームヘルプサービス事業に関する事務であって規則で定めるもの
14	町長	生活指導型ショートステイ事業に関する事務であって規則で定めるもの
15	町長	生きがい対応型デイサービス事業に関する事務であって規則で定めるもの
16	町長	在宅寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの
17	町長	在宅寝たきり高齢者等出張理髪サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの
18	町長	在宅高齢者等緊急通報システム事業に関する事務であって規則で定めるもの
19	町長	高齢者等訪問給食サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの
20	町長	障害者日常生活用具給付事業に関する事務であって規則で定めるもの
21	町長	軽度・中等度難聴児補聴器助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
22	町長	障害者移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
23	町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害児利用者負担額軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
24	町長	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業に関する事務であって規則で定めるもの
25	町長	身体障害者用自動車改造費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
26	町長	心身障害者扶養共済制度掛金の一部負担に関する事務であって規則で定めるもの
27	教育委員会	奨学資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
28	教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
29	教育委員会	鹿児島県立南大隅高等学校通学補助金の交付に関する事務であって

	規則で定めるもの
30 教育委員会	就学援助費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税法に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		錦江町重度心身障害者医療費助成条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		錦江町ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等の父または母及び児童に対する医療費の助成に関

		する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 町長	重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		錦江町子ども医療費助成条例による子どもの医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	ひとり親家庭等の父または母及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		子ども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
4 町長	療育手帳に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	福祉介護手当に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
8 町長	介護タクシー利用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
9 町長	福祉タクシー利用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則

		で定めるもの
10 町長	寝たきり高齢者等紙おむつ助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
11 町長	高齢者日常生活用具給付等事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
12 町長	生活支援移送サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
13 町長	生活支援型ホームヘルプサービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
14 町長	生活指導型ショートステイ事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
15 町長	生きがい対応型デイサービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
16 町長	在宅寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
17 町長	在宅寝たきり高齢者等出張理髪サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
18 町長	在宅高齢者等緊急通報システム事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
19 町長	高齢者等訪問給食サービス事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
20 町長	障害者日常生活用具給付事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
21 町長	軽度・中等度難聴児補聴器助成事業に関する	住民票関係情報であって規則

	事務であって規則で定めるもの	で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
22 町長	障害者移動支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
23 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害児利用者負担額軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
24 町長	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
25 町長	身体障害者用自動車改造費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの
26 町長	心身障害者扶養共済制度掛金の一部負担に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	奨学資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	事務であって規則で定めるもの		地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	鹿児島県立南大隅高等学校通学補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	就学援助費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
5 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規程で定めるもの	町長	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの